

大分大学医学部附属病院腫瘍センター院内がん登録部門細則

平成21年3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則（平成20年医学部附属病院細則4—7号）第6条第2項の規定に基づき、院内がん登録部門の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 院内がん登録部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 院内がん登録運用に関すること。
- (2) 院内がん登録運用に関する関連部署との調整に関すること。
- (3) 院内がん登録情報の集計・分析に関すること。
- (4) 院内がん登録室に関すること。
- (5) 院内がん登録情報の提供に関すること。
- (6) その他院内がん登録の重要事項に関すること。

(運営委員会)

第3条 がん登録部門の業務を円滑に行うため、院内がん登録運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療情報部長
- (2) がん登録に係る診療科の医師 若干人
- (3) 病理診断科・病理部の医師 1人
- (4) 医事課長
- (5) 診療情報管理士
- (6) その他委員長が必要と認めた者 若干人

3 前項第2号、第3号及び第6号に規定する委員は、病院長が指名する。

4 第2項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

6 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

9 運営委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(院内がん登録対象、登録内容及び利用情報源)

第4条 登録対象は、上皮内がんを含む全悪性新生物及び良性を含む頭蓋内腫瘍とする。

2 一人に複数の独立した腫瘍(重複がん)が診断された場合には、それぞれの腫瘍について登録する。

3 がん登録は、入院又は外来患者に係るものとし、大分大学医学部附属病院における初回の一連の診断・治療情報とする。

4 登録項目は、がん診療連携拠点病院における院内がん登録標準登録様式による。

5 独自に付加する情報については、院内がん登録委員会において協議し決定する。

6 登録においては、各種データベースの情報をを用い、データベースから得られない登録項目については、診療記録の参照等を行い補完する。

(院内がん登録情報の提供)

第5条 院内がん登録情報は、利用希望者の申請を病院長が承認した場合に限り、次の各号に掲げる情報を当該申請者に提供する。

- (1) 集計値及び生存率計算結果
- (2) 個人識別情報を除いた腫瘍個票データ
- (3) 個人識別情報を含んだ腫瘍個票データ

(院内がん登録情報の保存期間)

第6条 院内がん登録に関する情報の保存期間は、永年とする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、院内がん登録部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第4-41号)

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第2項第2号、第3号及び第6号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第3条第4項の任期にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年医学部附属病院細則第4-3号)

この細則は、平成22年3月24日から施行する。

附 則 (平成25年医学部附属病院細則第4-15号)

この細則は、平成25年7月1日から施行する。